

高病原性鳥インフルエンザ（2例目、3例目）に係る 防疫措置の状況について

観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（2例目、3例目）に係る防疫措置の状況（本日12時現在）について、以下のとおりお知らせします。

1 観音寺市（2例目）の防疫措置の状況

<殺処分>

| | | |
|-----------|-------|--------------------|
| 11月22日(火) | 7時00分 | 殺処分開始 |
| 11月23日(水) | 8時23分 | 32,894羽(速報値) 殺処分完了 |

2 観音寺市（3例目）の防疫措置の状況

<殺処分>

| | | |
|-----------|-------|--------------------------|
| 11月23日(水) | 5時00分 | 殺処分開始 |
| 11月23日(水) | 12時現在 | 約7,600羽/約34,000羽 22パーセント |

3 その他

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 殺処分した鶏の保管、輸送、埋却に関する安全対策には万全を期して対応しております。
- (3) また、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。